

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和5年12月8日

富山市長 藤井 裕久

- 1 契約の件名  
八尾ふらっと館除雪業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
市民生活部 地域コミュニティ推進課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和5年12月8日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市五福3994番地 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
1時間あたり 2,071円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

## 政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和5年12月15日

富山市長 藤井 裕久

- 1 契約の件名  
感謝状筆耕手数料
- 2 随意契約を締結した課室の名称  
福祉保健部福祉政策課
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和5年12月15日
- 4 契約の相手方の住所及び名称  
富山市五福3994番地  
公益社団法人 富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額  
1,002円
- 6 随意契約の理由  
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。